

4. 税金について

■税金に関する相談

- 特別区税 ☐ 区 税務課 区役所 3 階 電話：03-5654-8550
- 都税 葛飾都税事務所 区役所内 2・3 階 電話：03-3697-7511 (代)
東京都主税局 ホームページ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>
- 国税 葛飾税務署
電話：03-3691-0941 (代)
国税庁 ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

葛飾税務署



■特別区民税

☐ 区 税務課
電話：03-5654-8550

1. 住民税（特別区民税・都民税）を払う人

課税（税金の額を決めること）する年の1月1日に、区内に住所があり、前の年に所得（収入から、収入を得るための必要な経費を引いた金額）のあった人、区内に住所がなくても事業所（事務所や店など）・家屋（家などの建物）が

4. 有关税金

■税金咨询机构

- 特別区税 ☐ 区 税務課 区役所 3 楼 电话：03-5654-8550
- 都税 葛飾都税事務所 区役所 2 楼・3 楼 电话：03-3697-7511 (总机)
東京都主税局网页 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>
- 国税 葛飾税務局 电话：03-3691-0941 (总机)
国税厅网页 <https://www.nta.go.jp/>

■特別区民税

☐ 区 税務課
电话：03-5654-8550

1. 住民税（特別区民税・都民税）交纳者

纳税年の1月1日居住在葛飾区，过去一年里有所得（从收入中减掉必要的经费后的剩余额）者，本人虽然不住在本区，但在本区持有公司或房屋者也为纳税对象。

ある人が対象です。

留学生などの一部の人は、税金を払わなくてもよい場合があります。詳しくは、「葛飾区役所税務課」に聞いてください。

申告をしなければならない人

- ① 1月1日に、区内に住んでいて、前の年に所得のあった人
- ② 前の年に所得がなくても、次の人は申告が必要ことがあります。
 - ・『非課税証明書』が必要な人（都営住宅居住者など）
 - ・『国民健康保険』、『介護保険』、『後期高齢者医療制度』などに入っている人
 - ・『児童扶養手当』、『就学援助』などをもらっている人
- ③ 区内に住んでいなくても、1月1日に、区内に事務所・事業所・家屋などを持っている人

※申告の期間は原則として2月16日から3月15日までです。

※申告の時に提出するものについては、「葛飾区役所税務課」に聞いてください。

申告をしなくてもいい人

- ① 税務署に所得税の確定申告書を出した人
- ② 前年中の所得が給与所得だけで、勤め先で給料から特別区民税・都民税を引かれる人
- ③ 生活保護（生活扶助）を受けている人

年中途中で引っ越しをする人

特別区民税は、毎年1月1日の住所を基準にしています。その後葛飾区外に引っ越しをしても、その年度中の特別区民税は葛飾区へ払います。引っ越し先では、その年度中の住民税は払いません。

另外，留学生等符合一定条件，可以免除课税。详细请向“葛饰区区役所税课”咨询。

需要进行纳税申告者

- ① 1月1日居住在葛饰区，上一年里有收入者
- ② 上一年里没有所得者，如果符合以下条件也需要申报。
 - ・需要“非课税证明书”者（都営住宅居住者等）
 - ・加入了“国民健康保险”、“看护保险”、“后期高齢者医疗保险制度”等者。
 - ・属“于儿童抚养津贴”（儿童抚养手当）、“就学援助”等对象者
- ③ 虽然不居住在本区，但1月1日在葛饰区内持有办事处、公司或房屋者
※申告期间原则上为2月16日至3月15日
※进行申告时需提交材料请向“葛饰区区役所税课”咨询。

不需要进行纳税申告者

- ① 向税务局提交了所得税确定申告书者
- ② 上一年中只有工资收入，工作单位从发给工资中扣除了区民税、都民税者
- ③ 接受生活援助者

年中中途搬迁者

特別区民税按每年1月1日的住址为基准决定交纳地点，以后即使搬出葛饰区，此年的特别住民税仍需向葛饰区交纳，不向新住址所在地交纳。

出国する人

本人が出国した後の納税に関することを処理するため、『納税管理人』を決めるか、出国する前に住民税の全額を払わなければなりません。

2. 特別区民税・都民税の払い方

6月中旬に納付書（支払いのための手紙）が届きます。年4回の納期限（決められた日）までに払ってください。納期限を過ぎると延滞金も払うことがあります。勤め先で給料をもらっている人は、給料から差し引かれます。

税金を払う場所

- 葛飾区役所税務課・区民事務所・区民サービスコーナー
- 全国のゆうちょ銀行・郵便局
- 東京都内に本店または支店のある銀行などの金融機関
- コンビニエンスストア（取り扱いしていないお店があります）

その他の払い方についてなど、くわしくは、葛飾区のホームページをみるか「葛飾区役所税務課収納管理係」（03-5654-8201）に聞いてください。

■軽自動車税

1. 軽自動車税を払う人

毎年4月1日にバイク・ミニカー・軽自動車・小型特殊自動車を持っている人が対象です。登録や廃車（車を使わなくする）の手続きはそれぞれの車種ごとに次のところへ聞いてください。

离开日本人

纳税本人离开日本后的税金交纳，委托“纳税管理人”或离开日本前交纳完全额住民税。

2. 特別区民税、住民税缴纳方法

6月中旬“纳付书”寄到住所。请在每年规定的4次的缴纳期限内缴纳。超过缴纳期限时将发生滞纳金（罚款）。在公司工作者将从工资中扣除。

税金缴纳地点

- 葛饰区政府税务课、葛饰区内的区民事务所、区民服务所
- 全国的邮政银行、邮局
- 东京都内的银行等金融机构
- 便利店（也有部分店铺不受理服务）

其他支付方法请参考葛饰区网页或者向「葛饰区政府税务课收纳管理系」（电话03-5654-8201）咨询。

■轻机动车税

1. 轻机动车税交纳者

在每年的4月1日持有摩托、微型汽车、轻机动车、小型特殊车辆者需纳税。另外登记或报废车辆，其办理手续依据车种有所不同请参考下表咨询。

くるま しゅるい 車 の種類	といあわ さき 問合せ先	でんわ 電話
バイク (125 cc以下) ミニカー (50 cc以下) こがたとくしゅじどうしゃ 小型特殊自動車	区 ぜいむかしゅうのうかんりがかり 税務課 収 納 管理係	03-5654-8201
バイク (125 ccを超えるもの)	かんとう うんゆきよく どうきょう うんゆ しきよく 関東 運輸局 東京 運輸 支局 あだちじどうしゃけんさとうろくじむじょ 足立自動車検査登録事務所	050-5540-2031
けいじどうしゃ 軽自動車	けいじどうしゃけんさきょうかい 軽自動車検査協会 とうきょうしゅかんじむしょ あだちししょ 東京 主管事務所 足立支所	050-3816-3102

車の種類	咨询部門	電話
摩托车 (125cc 以下) 微型汽车 (50cc 以下) 小型特殊机动车	区 税務課収納管理系	03-5654-8201
摩托车 (125cc 以上)	关东运输局 东京运输支局 足立车辆检查登录事务所	050-5540-2031
轻机动车	轻自動車検査協会 東京主管事務所 足立分所	050-3816-3102

2. 軽自動車税の払い方

5 月中 旬に納付書が家に送られてきます。年 1 回の納期限までに払ってください。
い。納期限を過ぎると延滞金も払うことがあります。

税金を払う場所

- 葛飾区役所税務課・区民事務所・区民サービスコーナー
- 全国のゆうちょ銀行・郵便局
- 東京都内に本店または支店のある銀行などの金融機関
- コンビニエンスストア（取り扱いしていない店があります）

その他の払い方についてなど、くわしくは、葛飾区のホームページをみるか
「葛飾区役所税務課収納管理係」（03-5654-8201）に聞いてください。

2. 轻机动车纳税方法

轻机动车税缴纳单每年 1 次于 5 月中旬寄到住所。请在缴纳期限内缴纳。否则将发生滞纳金(罚款)。

税金缴纳地点

- 葛饰区政府税务课、葛饰区内的区民事务所・区民服务所
- 全国的邮政银行・邮局
- 东京都内的银行等金融机构
- 便利店（也有部分店铺不受理服务）

其他支付方法请参考葛饰区网页或者向「葛饰区政府税务课収納管理系」（电话 03-5654-8201）咨询。

■所得税

葛飾税務署

電話：03-3691-0941（代）

『所得税』は、個人の1年間の所得にかかる税金です。所得によって税金の金額が変わります。

● 事業をしている人

自分で所得と税額を計算して、次の年の2月16日から3月15日の間に税務署に申告して、税金を払います（確定申告）。

● 給料をもらっている人

給料を支払う人（働いている会社など）が税金の仮の額を計算し、給料から差し引いて、税務署に払います（源泉徴収）。

■年末調整

『年末調整』は、1年間に支払われた給与から源泉徴収された所得税について、その年の給与の最終支払い日に多く払いすぎたり、足りなかったりした金額を調整する仕組みのことです。払いすぎた税金が戻ってきたり、足りない分が引かれたりします。秋頃に勤め先から『申告書』をもらいます。入っている国民健康保険、介護保険、国民年金保険、生命保険の保険料などの情報を書いて、会社に出してください。提出した資料を使って、会社が確定税額を計算します。くわしくは税務署に聞いてください。

働いている会社などが『年末調整』をしなかったときは、自分で税務署に『確定申告』をしてください。『確定申告』については、葛飾税務署に聞いてください。

■所得税

葛飾税務局

電話：03-3691-0941（总机）

“所得税”は個人1年所得額（从收入中减掉必要的经费后的剩余额）中应缴纳的税金。根据所得额决定应缴纳税金金额。

● 个人经营者

自己计算出所得额及税额，于次年的2月16日至3月15日期间向税务局申告并缴纳税金（即确定申告）。

● 开工资者

由工资支付者（工作单位）将税金大概额算出，从每月工资中扣除，交入税务局（即源泉征收）。

■年末调整

“年末调整”是针对1年期间从工资中扣除的所得税，由工作单位将其进行全面调整，在12月份的最后一次领取工资中多付的税金退回，不足税额将追加扣除。秋季前后工作单位将发“申报书”给每位员工，将加入的国民健康保险，介護保険，国民年金保险，个人加入的生命保险等的保险料，及所抚养的家人、亲属等信息填入后提交给工作单位。工作单位根据个人提交的资料计算一年最终确定纳税金额。

如果工作单位没进行“年末调整”，就需要自己到税务局进行“确定申告”。有关“确定申告”，请向葛饰税务局咨询。